

さがみん応援隊に関する設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市のマスコットキャラクターである「さがみん」の普及・啓発活動に積極的に協力する企業及び団体(以下「企業等」という。)をさがみん応援隊(以下「応援隊」という。)として登録することについて必要な事項を定め、産・官協働によるさがみんの普及・啓発活動に資することを目的とする。

(登録要件)

第2条 市長は、市内に本店、支店、営業所、事業所その他活動の本拠を有し、さがみんの普及・啓発活動に積極的に取り組む企業等を当該企業からの申込みにより応援隊として登録することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する企業等については、登録をしないものとする。

(1) 暴力団(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等級以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業を営むもの

(4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあるもの

(5) その他市長が不適当とみなしたもの

(申込み)

第3条 応援隊として登録を希望する企業等は、市長に対し、さがみん応援隊登録申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

(登録)

第4条 市長は、企業等から提出された申込書の審査を行い、登録を承認する場合はさがみん応援隊登録承認通知書(第2号様式)により、承認しない場合はその旨を、当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を承認した企業等(以下「登録企業等」という。)に対し、さがみん応援隊登録証を交付するものとする。

(支援)

第5条 市長は、登録企業等に対し、さがみん応援ロゴタイプを提供する。

2 登録企業等は、次条の規定によりさがみんのイラスト、愛称又はこれらに準ずるもの(以下「デザイン等」という。)の使用の承認を受けた場合には、さがみん応援隊の登録が抹消されるまでの間、当該デザイン等を使用することができる。

3 市長は、登録企業等の取組内容について市ホームページに掲載すること等により市民に公表するものとする。ただし、公表を希望しない登録企業等については、この限りでない。

(デザイン等使用の承認)

第6条 登録企業等は、さがみんのデザイン等を使用する場合は、さがみんデザイン等使用申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 登録企業等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) デザイン等の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせること。

(2) 特定の政治活動又は宗教活動に使用すること。

(3) 法令や公序良俗に反するおそれのある目的のために使用すること。

(4) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用すること。

(5) 市の品位を傷つけ、又はデザイン等のイメージを損わせること。

(6) さがみんデザイン利用の手引(平成26年12月25日策定)に反してデザイン等を使用すること。

(7) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものの利益につながる使用をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める使用をすること。

(市への協力)

第8条 登録企業等は、市長からさがみんの普及・啓発に係る協力要請があった場合には、事業活動に支障とならない範囲で協力しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 登録企業等は、登録の抹消を希望する場合には、登録を抹消する日の7日前までに市長に対しさがみん応援隊登録抹消申出書(第4号様式。以下「申出書」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申出書が提出された場合には、当該登録企業の登録を抹

消するものとする。

3 市長は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告その他何らの事前手続を要することなく、登録を抹消することができる。

(1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

(2) 第2条第1項に定める登録要件を満たさなくなったとき。

(3) 第2条第2項各号に該当することが判明したとき。

(4) 第7条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(5) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録しておくことが適当でないと判断したとき。

4 第2項及び前項の規定により登録を抹消された企業等は、登録証を市長に返還しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定により登録を抹消した場合において、市長は、これにより生じた損害の責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

さがみん応援隊 登録申込書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛て

申請者 所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____
電 話 _____

相模原市マスコットキャラクターさがみんの活動を応援したいので、さがみん応援隊への登録を申込みます。

ふりがな 企業・団体等の 正式名称	
所 在 地	〒 ()
電 話 番 号	
Eメール	
ご 担 当 者 名	
さがみんの 普及・啓発活動 の計画	
相模原市ホームペ ージ等での公表	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

第2号様式（第4条関係）

さがみん応援隊 登録承認通知書

相模原市指令（シ戦課）第 号

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日に申請のありましたさがみん応援隊への登録については、次の条件を付けて承認します。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

名 称	
所 在 地	〒 ()
承認の条件	<ol style="list-style-type: none">1 活動は各企業・団体等にて自主的に取り組んでください。2 活動にかかる経費は、各企業・団体等でご負担ください。また、活動に当たり生じた各企業・団体等の損害又は第三者が被った損害について、市は一切の責任を負いません。3 さがみん応援隊登録承認通知書を交付した後においても、登録基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は市長が取消しを必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことができます。その場合、申請者が損害を受けても市は一切賠償の責めは負いません。4 市からさがみんの普及・啓発に係る協力要請があった場合には、事業活動に支障とならない範囲で協力してください。5 さがみんの普及・啓発活動の取組状況について、市の求めに応じて報告してください。

第3号様式（第6条関係）

さがみんデザイン等 使用申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛て

申請者 所在地 _____
 団 体 名 _____
 代表者名 _____
 電 話 _____

次のとおり相模原市マスコットキャラクターさがみんのデザイン等を使用したいので、申請します。

使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
作成又は使用個数 (単位)	()	
使用方法	※ 使用見本又は使用案を添付すること。	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		
ご担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

第4号様式（第9条関係）

さがみん応援隊 登録抹消申出書

年 月 日

相模原市長宛て

申出者 所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____
電 話 _____

さがみん応援隊の登録を抹消されたいので、さがみん応援隊に関する設置要綱第9条第1項の規定により申し出ます。

ふりがな 企業・団体等の 正式名称	_____
所 在 地	〒 ()
電 話 番 号	
Eメール	
登 録 年 月 日	年 月 日
抹消されたい理由	
抹消の年月日	年 月 日
ご担当者名	